

高等学校・高等専門学校進学を目指すみなさまへ

町田市教育委員会

2019年度町田市奨学資金 奨学生募集

町田市には、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校に進学される方を対象に、修学上必要な学資金を支給（返還する必要はありません）し、もって有用な人材を育成することを目的とした「町田市奨学資金」の制度があります。

今回、下記のとおり奨学生を募集します。

記

1. 応募資格（次の資格の全てを有する方が対象です）
 - ① 2018年4月1日から引き続き市内に住所を有する保護者の子であること
 - ② 東京都内又は神奈川県内に所在する高等学校又は高等専門学校（5年制）に進学を希望する方
 - ③ 成績優秀な方
 - ④ 経済的理由により、修学が困難な方
 - ⑤ 同種の奨学金を他から支給又は貸与されていない方
*併用適否については学務課までお問い合わせください。
2. その他の申請基準
 - ① 中学校第3学年第2学期の教科評定の平均値が2.8以上であること。
（5段階法、小数点第2位四捨五入）
 - ② 世帯全員の所得の合計が〈別表第1〉世帯人員別基準額以下であること。
（所得は世帯員ごとに〈別表第2〉所得金額の計算式により算出します）
3. 採用人数
50名を限度（2019年度新1年生）
4. 申請の時期
2019年2月12日（火）から3月11日（月）まで
*締切後の申請は一切受け付けられませんのでご注意ください。
5. 支給月額と期間
月額8,700円以内（国・公・私立の別なく一律）。
*支給する期間は2019年4月から正規の修業期間内です。

6. 提出先

町田市立の中学校に在籍の方は在籍している中学校へ提出してください。
上記以外の中学校に在籍の方は学務課へ提出してください。

※学務課へ郵送の場合は、2019年3月11日（月）消印有効です。

※郵便申請が心配な方は、郵便物を差し出した記録が残る方法をご利用ください。

7. 申請の手続き

下記の全ての書類を在籍している町田市立の中学校又は学務課へ提出してください。
提出後、下記7の④の受領書（本人控）をお渡しいたします。

（提出書類）

①**奨学金支給申請書**・・・生徒ご本人が「8. 申請書作成上の注意」を踏まえて、
自書してください。

②**奨学生推薦調書**・・・在籍している中学校で作成してもらってください。

③**所得証明書添付用紙**・・・収入に関する証明書類を添付してください。

④**町田市奨学資金申請受領書**・・・申請者氏名の欄に生徒ご本人の名前を記入してください。提出後、本人控をお渡しします。届かない場合は、「6. 提出先」にお問い合わせください。

8. 申請書作成上の注意

①奨学金支給申請書の各項目は、出来るだけ詳細に記載してください。特に、家族状況の各欄は必ず明記してください。

②保証人は、民法上の能力者で、かつ次の要件を備えた人を立ててください（下記の要件を備えていれば、父母等であっても可）。

- ・2018年4月1日から引き続き市内に住所を有すること
- ・一定の職業を有し、または、独立の生計を営んでいること
- ・この奨学金について他に保証していないこと

③収入又は所得は、平成30年分の収入額を証明できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し等）を全員分添付してください。

④〈別表第3〉特別控除額表の区分④から⑦のいずれかに該当する場合は、そのことを証明する書類（障害者手帳のコピー等）も添付してください。

⑤世帯員の内、町田市に住民登録がない世帯員がいる場合は、その世帯員の「住民票の写し」又は「健康保険証のコピー」等の氏名・生年月日が確認できる書類を添付してください。

9. 選考基準について

下記の①から③の選考基準について審査を行います。それぞれをポイント化し、合計が高得点の者から採用候補者といたします。

①経済的理由について、「所得」を計算式により算出します（満点は60ポイント）。

②学業成績について、奨学生推薦調書の「教科評定の平均値」および「観点別学習状況」によります（満点は37.5ポイント）。

③人物について、奨学生推薦調書の「行動の記録」および「出欠の記録」によります（満点は2.5ポイント）。

〈別表第1〉世帯人員別基準額一覧

世帯人員	基準額	備考
1人	143万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を、世帯人員7人の基準額（341万円）に加算します。
2人	229万円	
3人	264万円	
4人	286万円	
5人	307万円	
6人	325万円	
7人	341万円	

※世帯人員とは、奨学金の支給を受けようとする者と生計を一にする人数です。

※原則として、住民基本台帳上の世帯員及び単身赴任者や別居の扶養親族などをその範囲とします。

〈別表第2〉所得金額の計算式

所得額の算出方法		
収入の種類	年間収入金額	控除額
給与又は年金収入の場合 ※給与収入と年金収入の両方がある場合は、合計した金額を収入の金額とします。	329万円以下	全額
	400万円以下	20%+263万円
	878万円以下	30%+223万円
	878万円超	486万円
上記以外の場合	確定申告の所得金額	

※所得額は、世帯員ごとに上記の計算式により算出します。

※選考に用いる所得額は、世帯の所得額から〈別表第3〉特別控除額を差引いて求めます。

10. 採用候補者及び不採用者の決定時期と通知

採否の結果は、4月中に「奨学金支給決定通知書」又は「奨学金支給不承認決定通知書」により生徒ご本人へ通知します。

11. 採用決定の手続き

採用候補者は、「奨学金支給決定通知書」に同封する「誓約書」と「進学届」を提出することにより、本採用とします。

12. 奨学生の欠員による追加決定

採用候補者または採用者が支給を辞退し奨学生に欠員が生じたときは、奨学生を追加決定することがあります。この場合、奨学金の支給開始月は、欠員の事由が判明した翌月とします。

13. 採用者の世帯所得の再調査

平成31年度の住民税賦課決定後に、当該課税台帳にて所得の再調査を行います。

再調査によって、申請時に提出された所得証明書の内容と異なることが判明した場合、奨学金の支給の停止又は返還を請求する場合があります。

なお、平成31年度の住民税賦課期日に町田市に住民登録がない方は、住民税課税（非課税）証明書を提出していただきます。

<別表第3>特別控除額表

区 分	控 除 額			
①本人を対象とする控除	28万円			
②母子又は父子世帯	49万円			
③就学者のいる世帯（本人を除く）	小学生1人につき	8万円		
	中学生1人につき	16万円		
	学種	国公立	自宅	自宅外
	高校生1人につき	国公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	高専生1人につき	国公立	36万円	55万円
		私立	60万円	80万円
	大学・短大・大学院生1人につき	国公立	59万円	102万円
		私立	101万円	144万円
	専修（高等課程）生徒1人につき	国公立	17万円	27万円
私立		41万円	60万円	
専修（専門課程）生徒1人につき	国公立	22万円	62万円	
	私立	72万円	112万円	
④障がい者のいる世帯	障がい者1人につき86万円			
⑤長期療養者のいる世帯	療養のため経常的な支出をしている年間金額（最大200万円）			
⑥主たる生計維持者が別居している世帯	別居のため経常的な支出をしている年間金額（最大71万円）			
⑦火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基礎的な生産手段（田畑、店舗等）に被害があり、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額			

(備考)

1. 該当する区分が2つ以上ある場合には、これらの特別控除額を合わせて控除することができます。
2. 上記の区分④から⑦のいずれかに該当する場合には、そのことを証明する書類を添付してください。

問い合わせ先
〒194-8520
町田市森野2-2-22
町田市教育委員会 学務課
TEL : 042-724-2176
FAX : 050-3161-7996